

校訂祝詞式

全

特260

599

6
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4
5

始



特 260
599

皇國書房編輯部編



校訂祝詞式

皇國書房藏版



緒言

- 一 本書は祝詞式の教科用として編纂したものである。
- 一 原文は従来行はれてゐる祝詞正訓を底本とし、これに諸註を参考として、最も廣く訂正されてゐる訓方のみをとつて、改訂したものである。
- 一 卷末に祝詞式解題、祝詞解題、及註釋書名を附録として加へたのは教授上の便宜を考慮した爲である。

昭和十三年九月

編者識

校訂祝詞式

目次

祝詞

祈年祭	一
春日祭	九
廣瀬大忌祭	一一
龍田風神祭	一四
平野祭	一八
久度古開	二〇

目次

一

六月月次祭……………二二
 大殿祭……………二八
 御門祭……………三二
 六月晦大祓……………三三
 東文忌寸部獻_三刀_二時呪……………三八
 鎮火祭……………三八
 道饗祭……………四一
 大嘗祭……………四三
 鎮御魂齋戶祭……………四四
 伊勢大神宮……………四五
 二月祈年、六月十二月月次祭……………四六
 豐受宮(右同祭)……………四六

四月神衣祭……………四七
 六月月次祭……………四八
 九月神嘗祭……………四九
 豐受宮同祭……………五〇
 同神嘗祭……………五一
 齋内親王奉入時……………五二
 遷_三奉大神宮祝詞……………五三
 遷_三却_二祟神_一祭……………五四
 遣_三唐使_二時奉幣……………五七
 出雲國造神賀詞……………五八
 (祝詞附錄)
 中臣壽詞……………六四

祝詞式解題……………六九

祝詞解題……………七一

註釋書名……………一〇三

目次終

祝詞

○凡祭祀祝詞者。御殿。御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭。中臣氏祝詞。

○凡四時諸祭。不云祝詞者。神部皆依常例宣之。其臨時祭祝詞。所司隨事脩撰。前祭進官經處分。然後行之。

祈年祭

集侍神主祝部等諸聞食登宣。神主祝部等共稱。唯餘宣准此。

高天原爾神留坐皇陸神漏伎命神漏彌命以天社國社登
 稱辭竟奉皇神等能前爾白久今年二月爾御年初將賜登
 爲而皇御孫命能宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾稱辭竟
 奉久登宣

御年皇神等能前爾白久皇神等能依左志奉者奧津御年
 乎手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏取作者奧津御年乎
 八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者初穗乎波千
 穎八百穎爾奉置氏應閉高知應腹滿雙氏汁爾母穎爾母
 稱辭竟奉者大野原爾生物者甘菜辛菜青海原住物者鱈

能廣物鱈能狹物奧津藻菜邊津藻菜爾至氏爾御服者明
 妙照妙和妙荒妙爾稱辭竟奉者御年皇神能前爾白馬白
 猪白鷄種種色物乎備奉氏皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱
 辭竟奉久登宣

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足
 魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白而辭
 竟奉者皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比
 奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登皇御
 孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

座摩乃神巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津
 長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐
 下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命
 乃瑞能御舍乎仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎
 安國登平久知食須我故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭
 竟奉久登宣
 御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命
 豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都
 磐村能如塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疏夫留

物能自下往者下乎守自上往者上乎守夜能守日能守爾
 守奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
 生島能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久生國足國登御
 名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐島能八十島者谷蟻能狹
 度極鹽沫能留限狹國者廣久峻國者平久島能八十島墮
 事無皇神等能依左志奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱
 辭竟奉久登宣
 辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久皇大御神能見
 霽志坐四方國者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白

雲能墜坐向伏限。青海原者棹枕不干舟艦。能至留極大海。
 原爾舟滿都都氣氏。自陸往道者荷緒縛堅氏。磐根木根履。
 佐久彌氏馬爪至留限。長道無間久立都都氣氏。狹國者廣。
 久峻國者平久。遠國者八十綱打挂氏。引寄如事。皇大御神。
 能寄奉波荷前者。皇大御神能大前爾。如橫山打積置氏。殘。
 乎波平聞看。又皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐。
 爾齋比奉茂御世爾。幸閉奉故皇吾睦神漏伎神漏彌命登。
 宇事物頸根衝拔氏。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉。
 久登宣。

御縣爾坐皇神等前。爾白久。高市葛木十市志貴山邊。曾布。
 登御名者白氏。此六御縣爾生出甘菜辛菜乎。持參來氏。皇。
 御孫命能長御膳能遠御膳登。聞食故皇御孫命能宇豆乃。
 幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。
 山口坐皇神等能前。爾白久。飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無。
 登御名者白氏。遠山近山爾生立留。大木小木乎。本末打切。
 氏持參來氏。皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏。天御陰日御陰。
 登隱坐氏。四方國乎。安國登平久知食須我故皇御孫命能。
 宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

水分坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者
 白氏辭竟奉者皇神等能寄志奉牟奧都御年乎八束穗能
 伊加志穗爾寄志奉者皇神等爾初穗波穎爾母汁爾母
 閉高知應腹滿雙氏稱辭竟奉氏遺乎波皇御孫命能朝御
 食夕御食能加牟加比爾長御食能遠御食登赤丹穗爾聞
 食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久乎諸聞食登
 宣
 辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂氏持由麻波利仕奉禮
 留幣帛乎神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宣

春日祭

天皇我大命爾坐世恐岐鹿鳥坐健御賀豆智命香取坐伊
 波比主命枚岡坐天子八根命比賣神四柱能皇神等能
 廣前仁白久大神等能乞賜比能任爾春日能三笠山下
 津石根爾宮柱廣知立高天原爾千木高知氏天乃御蔭日
 乃御蔭止定奉氏貢流神寶者御鏡御橫刀御弓御梓御馬
 爾備奉理御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏
 四方國能獻禮留御調能荷前取竝氏青海原乃物者波多

能廣物波多能狹物奧藻菜邊藻菜山野物者甘菜辛菜爾
 至麻氏御酒者甕上高知甕腹滿竝氏雜物乎如橫山積置
 氏神主爾某官位姓名乎定氏獻流宇豆乃大幣帛乎安幣
 帛乃足幣帛登平久安久聞食者登皇大御神等乎稱辭竟
 奉久登白如此仕奉爾依氏今母去前母天皇我朝廷乎平
 久安久足御世乃茂御世爾齋奉利常磐爾堅磐爾福閉奉
 利預而仕奉流處處家家王等卿等乎母平久天皇我朝廷
 爾伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜登稱辭
 竟奉良久登白「大原野枚岡
 等祝詞准此」

廣瀬大忌祭

廣瀬能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須
 流若宇加能賣能命登御名者白氏此皇神前爾辭竟奉久
 皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏稱
 辭竟奉久乎神主祝部等諸聞食登宣
 奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈
 御馬御酒者應能閉高知應能腹滿雙氏和稻荒稻爾山爾
 住物者毛能和支物毛能荒支物大野能原爾生物者甘菜

辛菜青海原爾住物者。能廣支物。能狹支物。奧津藻菜
 邊津藻菜爾至萬氏。置足氏奉久登。皇神前爾白賜部止宣。
 如此奉宇豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。皇神御心平久
 安久聞食氏。皇御孫命能長御膳能遠御膳止。赤丹能穗爾
 聞食牟。皇神能御刀代乎始氏。親王等王臣等天下公民能。
 手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏。取將作奧都御歲乎。八
 束穗爾皇神能成幸賜者。初穗者汁爾母穎爾母。千稻八千
 稻爾引居氏。如橫山打積置氏。秋祭爾奉牟。皇神前爾白
 賜登宣。

倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母。皇御孫命能宇
 豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈至萬氏奉如
 此奉者。皇神等乃敷坐須山山乃自口。狹久那多利爾下賜
 水乎。甘水登受而天下乃公民乃取作禮留奧都御歲乎。惡
 風荒水爾不相賜。汝命乃成幸波閉賜者。初穗者汁爾母穎
 爾母。應乃閑高知應腹滿雙氏。如橫山打積置氏奉牟。登。王
 等臣等百官人等。倭國乃六御縣能刀禰男女爾至萬氏。今
 年某月某日。諸參出來氏。皇神前爾宇事物頸根築拔氏。朝
 日乃豐逆登爾稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食止宣。

龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貴島爾大八島國知
 志皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五
 穀物乎始氏天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬氏不
 成一年二年爾不在歲眞尼久傷故爾百能物知人等乃
 卜事爾出牟神乃御心者此神止白止負賜支此乎物知人
 等乃卜事乎以氏卜止母出留神乃御心母無止白止聞看
 氏皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無

久稱辭竟奉止思志行波須乎誰神會天下乃公民乃作物
 物乎不成傷神等波我御心會止悟奉禮止宇氣比賜支是
 以皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作物乎惡
 風荒水爾相都都不成傷波我御名者天乃御柱乃命國乃
 御柱乃命止御名者悟奉氏吾前爾奉牟幣帛者御服者明
 妙照妙和妙荒妙五色乃物楯戈御馬爾御鞍具氏品品乃
 幣帛備氏吾宮者朝日乃日向處夕日乃日隱處乃龍田能
 立野乃小野爾吾宮波定奉氏吾前乎稱辭竟奉者天下乃
 公民乃作物者五穀乎始氏草乃片葉爾至萬氏成幸

閉奉奉止悟奉支是以皇神乃辭教悟奉處仁宮柱定奉氏
 此乃皇神能前爾稱辭竟奉爾皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎
 令捧持氏王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久止皇神乃前爾白
 賜事乎神主祝部等諸聞食止宣

奉宇豆乃幣帛者比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙五色
 物楯戈御馬爾御鞍具氏品品能幣帛獻比賣神爾御服備
 金能麻笥金能楮金能持明妙照妙和妙荒妙五色能物御
 馬爾御鞍具氏雜幣帛奉氏御酒者能閉高知能腹滿雙
 氏和稻荒稻爾山爾住物者毛乃和物毛乃荒物大野原生

物者甘菜辛菜青海原爾住物者鱒能廣物鱒能狹物奧都
 藻菜邊都藻菜爾至萬氏爾如橫山打積置氏奉此宇豆乃
 幣帛乎安幣帛能足幣帛止皇神能御心爾平久聞食氏天
 下能公民能作物乎惡風荒水爾不相賜皇神乃成幸閉
 賜者初穗者能閉高知能腹滿雙氏汗爾母穎爾母八百
 稻千稻爾引居置氏秋祭爾奉止王卿等百官能人等
 倭國六縣能刀禰男女爾至萬氏爾今年四月七月者云諸
 參集氏皇神能前爾宇事物頸根築拔氏今日能朝日能豐
 逆登爾稱辭竟奉流皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎神主祝部

等被賜氏墮事無奉禮登宣命乎諸聞食止宣

平野祭

天皇我御命爾坐世今木與利仕奉來流皇大御神能廣前
爾白給久皇大御神乃乞志給乃任爾此所能底津石根爾
宮柱廣敷立高天乃原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭
登定奉氏神主爾神祇某官位姓名定氏進流神財波御弓
御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明多閉照多閉
和多閉荒多閉爾備奉利氏四方國能進禮流御調能荷前

乎取竝氏御酒波厩戶高知厩腹滿竝氏山野能物波甘菜
辛菜青海原乃物波多能廣物波多能狹物奧都毛波邊
津毛波爾至麻氏雜物乎如橫山置高成氏獻流宇豆乃大
幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐齋奉利伊
賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御坐令在米給登稱辭竟奉
久登申
又申久參氏仕奉流親王等王等臣等百官人等乎母夜守
日守爾守給氏天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志
夜具波江乃如久立榮之米令仕奉給登稱辭竟奉久止申

祝詞

久度古開

天皇我御命爾坐世久度古開二所能宮爾之氏仕奉來流
 皇御神能廣前爾白給久皇御神能乞比給萬比之任爾此
 所能底津石根爾宮柱廣敷立高天能原爾千木高知氏天
 能御陰日能御陰止定奉氏神主爾某官位姓名定氏進流
 神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明
 多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏四方國乃進禮留御調
 乃荷前乎取竝氏御酒波應能閉高知應能腹滿竝氏山野

物波甘菜辛菜青海原乃物波鱒乃廣物鱒乃狹物奧都毛
 波邊都毛波爾至末天雜物乎如横山置高成氏獻流宇豆
 乃大幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐爾齋
 奉利伊賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御令坐米給登稱辭
 竟奉久登申
 又申久參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等乎毛夜守
 日守爾守給氏天皇我朝廷爾彌高爾彌廣仁伊賀志夜具
 波江能如久立榮氏令仕奉給登稱辭竟奉良久登申

六月月次祭十二月准之

集侍神主祝部等諸聞食登宣。

高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社國社登

稱辭竟奉皇神等前爾白久今年乃六月月次幣帛十二月者云今

年十二月月次幣帛明妙照妙和妙荒妙備奉氏朝日乃豊榮登爾皇

御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣。

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足

魂玉留魂大宮賣御膳都神辭代主登御名者白氏辭竟奉

者皇御孫命乃御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉

茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登皇御孫

命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣。

座摩乃御巫辭竟奉皇神等乃前爾白久生井榮井津長井

阿須波婆比伎登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐下都

磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命瑞乃

御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平

久知食須故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣。

御門乃御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命豊

磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都磐
 村能如久塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎布留
 物乃自下往者下乎守自上往者上乎守夜乃守日乃守爾
 守奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
 生島乃御巫能辭竟奉皇神等乃前爾白久生國足國登御
 名者白氏辭竟奉者皇神乃敷坐島乃八十島者谷蝶能狹
 度極鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮國者平久島乃八十島
 墮事無久皇神等寄志奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱
 辭竟奉久登宣

辭別伊勢爾坐天照大御神乃大前爾白久皇大御神乃見
 霽志坐四方國者天乃壁立極國乃退立限青雲能靄極白
 雲乃向伏限青海原者棹枕不干舟艦乃至留極大海原爾
 舟滿都都氣氏自陸往道者荷緒結堅氏磐根木根履佐久
 彌馬爪至留限長道無間久立都都氣氏狹國者廣久峻
 國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇大御神寄志
 奉良波荷前者皇大御神乃前爾如橫山打積置氏殘乎波
 平聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋
 比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登鵜

自物頸根衝拔登氏皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣

御縣爾坐皇神等乃前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏

皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

山能口坐皇神等乃前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無登御名者白氏遠山近山爾生立流大木小木乎本末打切氏持參來氏皇御孫命乃瑞乃御舍仕奉氏天御蔭日御

陰登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須我故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

水分坐皇神等乃前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者白氏辭竟奉者皇神等依志奉乎奧都御年乎八束穗乃伊加志穗爾依志奉者皇神等爾初穗者穎爾母汁爾母應閉

高知應腹滿雙氏稱辭竟奉氏遺乎波皇御孫命乃朝御食夕御食乃加牟加比爾長御食乃遠御食登赤丹穗爾聞食

故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登諸聞食止宣辭別忌部乃弱肩爾太襁取挂氏持由麻波利仕奉禮留幣

帛乎。神主祝部等受賜。氏事不過捧持奉。登宣。

大殿祭

高天原爾神留坐。須皇親神魯企神魯美之命。以氏皇御孫之命乎。天津高御座爾坐。氏天津璽乃鏡劍乎。捧持賜天言壽。古語云許止保全言壽詞如今壽龜之詞宣。志久。皇我宇都御子皇御孫之命。此乃天津高御座爾坐。氏天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豐葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食。古語云志呂志女須言寄奉賜。比氏。以天津御量。氏事問之。磐根本根立。知草能。

可岐葉乎。毛言止。氏天降利賜。比志。食國天下。登天津日嗣所知食。須皇御孫之命。乃御殿乎。今奧山乃大峽小峽爾。立留木乎。齋部能齋斧乎。以伐採。氏本末乎。波山神爾。祭。氏中間乎。持出來。氏齋鉏乎。以氏齋柱立。氏皇御孫之命。乃天之御。日之御。翳止。造奉仕。禮留瑞之御殿。古語云阿良可汝屋船命爾。天津奇護言乎。古語云久須志以。氏言壽。鎮白久。此乃敷坐大宮地。底津磐根。乃極美。下津綱根。古語番繩之類謂之綱根波府虫能禍無久。高天原波青雲。乃靄久極美。天乃血垂飛鳥。乃禍無久。堀堅多留柱。桁梁戶牖。乃錯比。古語云伎加比動鳴事無久。引結幣。

魯葛目能緩比取葺計魯草乃噪古語云蘇蘇岐無久御床都比能
 佐夜伎夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久平氣久安久
 奉護留神御名乎白久屋船久久遲命是木靈也屋船豐宇氣姬
 命是稻靈也俗謂宇賀能美多麻今世產屋以御名乎波奉稱利氏
 皇御孫命乃御世乎堅磐常磐爾奉護利五十櫃御世乃足
 良志御世爾田永能御世止奉福爾依氏齋玉作等我持齋
 波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺瓊能御吹伎乃五百都
 御統乃玉爾明和幣古語云爾伎氏曜和幣乎附氣氏齋部宿禰某
 我弱肩爾太襁取懸氏言壽伎鎮奉事能漏落武事乎波神

直日命大直日命聞直志見直志氏平良氣久安良氣久所
 知食登白

詞別白久大宮賣命登御名乎申事波皇御孫命乃同殿能
 裏爾塞坐氏參入罷出人能選比所知志神等能伊須呂許
 比阿禮比坐乎言直志和志古語云夜波志坐氏皇御孫命朝乃御
 膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴緒襁懸伴緒乎手躡足躡古語
 我比云麻不令爲氏親王諸王諸臣百官人等乎已乖乖不令在
 邪意穢心無久宮進米爾進宮勤爾勤之米氏咎過在乎波
 見直志聞直坐氏平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氏大

宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登白

祝詞

三二

御門祭

櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波四方内外御門爾如湯
津磐村久塞坐氏四方四角與利疎備荒備來武天能麻我
都比登云神乃言武惡事爾古語云麻相麻自許利相口會
賜事無久自上往波上護利自下往波下護利待防掃却言
排坐氏朝波開門夕波閉門氏參入罷出人名乎問所知志
咎過在乎波神直備大直備爾見直聞直坐氏平良氣久安

良氣久令奉仕賜故爾豐磐牖命櫛磐牖命登御名乎稱辭竟奉久登白

六月晦大祓十二月

准之

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣
天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男手襪挂伴男靴負伴男劍
佩伴男伴男乃八十伴男乎始氏官官爾仕奉留人等乃過
犯家牟雜雜罪乎今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎
諸聞食止宣

祝詞

三三

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏八百萬神
 等乎神集集賜比神議議賜氏我皇御孫之命波豐葦原乃
 水穗之國乎安國止平久知所食止事依志奉伎如此依志
 奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問志賜神掃掃賜比
 氏語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氏天之磐座放天
 之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏天降依志奉支如此久
 依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎安國止定
 奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御
 孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏天之御陰日之御陰止隱坐

氏安國止平氣久所知食武國中爾成出武天之益人等我
 過犯家牟雜雜罪事波天津罪止畔放溝埋樋放頻蒔串刺
 生剝逆剝屎戶許許太久乃罪乎天津罪止法別氣氏國津
 罪止波生膚斷死膚斷白人胡久美己母犯罪己子犯罪母
 與子犯罪子與母犯罪畜犯罪昆虫乃災高津神乃災高津
 鳥災畜仆志蠱物爲罪許許太久乃罪出武如此出波天津
 宮事以氏大中臣天津金木乎本打切末打斷氏千座置座
 爾置足波志氏天津菅曾乎本刈斷末刈切氏八針爾取辟
 氏天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波天津神波

天磐門乎押披氏天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所
 聞食武國津神波高山之末爾短山之末爾上坐氏高山之伊
 穗理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武如此所聞食氏波
 皇御孫之命乃朝廷乎始氏天下四方國爾波罪止云布罪
 波不在止科戶之風乃天之八重雲乎吹放事之如久朝之
 御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊爾居
 大船乎舳解放舳解放氏大海原爾押放事之如久彼方之
 繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久遺罪波不在止
 祓給比清給事乎高山之末與里佐久那太理爾

落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神大海原爾持
 出奈武如此持出往波荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽
 乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可吞氏如此
 久可吞氏波氣吹戶坐須氣吹戶主止云神根國底之國
 爾氣吹放氏如此久氣吹放氏波根國底之國爾坐速佐
 須良比咩登云神持佐須良比失氏如此久失氏波天皇
 我朝廷爾仕奉留官官人等乎始氏天下四方爾波自今日
 始氏罪止云布罪波不在止高天原爾耳振立聞物止馬牽
 立氏今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎

諸聞食止宣四國卜部等大川道爾持退出氏祓却止宣

東文忌寸部獻橫刀時呪西文部准此

謹請皇天上帝三極大君日月星辰八方諸神司命司籍左
東王父右西王母五方五帝四時四氣捧以銀人請除禍災
捧以金刀請延帝祚呪曰東至扶桑西至虞淵南至炎光北
至弱水千城百國精治萬歲萬歲萬歲

鎮火祭

高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇御孫命
波豐葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止天下所寄奉
志時爾事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎
伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國乃八十國島能八十
島乎生給比八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神
生給氏美保止被燒氏石隱坐氏夜七夜晝七日吾乎奈見
給比曾吾奈妹乃命止申給比支此七日爾波不足氏隱坐
事奇止氏見所行須時火乎生給氏御保止乎所燒坐支如
是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波

多志給比津止申給氏吾名妹能命波上津國乎所知食倍
 志吾波下津國乎所知牟止白氏石隱給氏與美津枚坂爾
 至坐氏所思食久吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎
 生置氏來奴止宣氏返坐氏更生子水神匏川菜埴山姬四
 種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比會波水神匏埴山姬
 川菜手持氏鎮奉禮止事教悟給支依此氏稱辭竟奉者皇
 御係能朝廷爾御心一速比給波志止爲氏進物波明妙照
 妙和妙荒妙五色物乎備奉氏青海原爾住物者鱈廣物鱈
 狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏爾御酒者戾邊高知戾
 腹滿雙氏和稻荒稻爾至萬氏爾如橫山置高成氏天津祝
 詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申

道饗祭

高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯
 津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比
 賣久那斗止御名者申氏辭竟奉久波根國底國與里麤備
 疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下乎守理上往者
 上乎守理夜之守日之守爾守奉齋奉禮止進幣帛者明妙

照妙和妙荒妙爾備奉御酒者越邊高知越腹滿雙氏汁爾
 母穎爾母山野爾住物者毛能和物毛能荒物青海原爾住
 物者鱈乃廣物鱈乃狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏爾
 橫山之如久置所足氏進宇豆乃幣帛乎平氣久聞食氏大
 八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫命乎堅磐爾常磐
 爾齋奉茂御世爾幸閉奉給止申又親王王等臣等百官人
 等天下公民爾至萬氏爾平久齋給部止神官天津祝詞乃
 太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申

大嘗祭

集侍神主祝部等諸聞食登宣

高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷
 坐留皇神等前爾白久今年十一月月中卯日爾天都御食乃
 長御食能遠御食登皇御孫命乃大嘗聞食牟為故爾皇神
 等相宇豆乃比奉氏堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸
 閉奉牟止依志氏千秋五百秋爾平久安久聞食氏豐明爾
 明坐牟皇御孫命能宇豆能幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾

備奉^レ氏朝日豊榮登^ル爾稱辭竟奉^ル久乎諸聞食^ル登^ル宣^ル
 事別^レ忌部能弱肩爾太禰取挂^ル氏持由麻波利仕奉^ル禮留幣^ル
 帛乎神主祝部等請^ル氏事不落捧持^ル氏奉^ル登^ル宣^ル

鎮御魂齋戶祭

中宮春宮齋
戶祭亦同。

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以^ル皇^ル
 御孫之命波豐葦原能水穗國乎安國止定奉^ル氏下津磐根^ル
 爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知^ル氏天之御陰日之御^ル
 陰止稱辭竟奉^ル氏奉御衣波上下備奉^ル氏宇豆乃幣帛波明^ル

妙照妙和妙荒妙五色物御酒波甍邊高知甍腹滿雙^ル氏山^ル
 野物波甘菜辛菜青海原物波鰭廣物鰭狹物奧津海菜邊^ル
 津海菜爾至萬氏爾雜物乎如橫山置高成^ル氏獻留宇豆乃^ル
 幣帛乎安幣帛能足幣帛止平久聞食^ル氏皇良我朝廷乎常^ル
 磐爾堅磐爾齋奉^ル茂御世爾幸閉奉給^ル氏自此十二月始來^ル
 十二月爾至萬氏爾平久御坐所令御坐給^ル止今年十二月
 某日齋比鎮奉^ル止申^ル

伊勢大神宮

二月祈年。六月十二月月次祭

天皇我御命以氏度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根
爾稱辭竟奉留皇大神能大前爾申久常毛進流二月祈年
「月次祭唯以六月次之辭相換」大幣帛乎某官位姓名乎爲使天令捧持氏
進給布御命乎申給久止申。

豐受宮

天皇我御命以氏度會乃山田原乃下津石根爾稱辭竟奉

流豐受皇神爾申久常毛進流二月祈年
大幣帛乎某官位姓名乎爲使天令捧持氏進給布御命乎
申給久止申。

四月神衣祭 九月准此

度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千
木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾申久服織
麻績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進事
乎申給止申荒祭宮爾毛如是申天進止宣
爾宜內人稱唯

六月月次祭十二月准此

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾
千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾申進留
天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣「禰宜」

等共稱唯

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐
堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給
比百官人等天下四方國能百姓爾至萬天長平久作食留

五穀乎毛豐爾令榮給比護惠比幸給止三郡國國處處爾
寄奉禮留神戶人等能常毛進留御調絲由貴能御酒御費
乎如橫山置足成天大中臣太玉串爾隱侍天今年六月十
七日乃朝日乃豐榮登爾稱申事乎神主部物忌等諸聞食
止宣「神主部」荒祭宮月讀宮爾毛如是久申進止宣「神主部」
亦稱唯

九月神嘗祭

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流
天照坐皇大神能大前爾申給久常毛進流九月之神嘗乃

大幣帛乎。某官某位某王中臣某官某位某姓名乎。爲使氏。忌部弱肩爾。太襴取懸持齋波里令捧持氏。進給布御命乎。申給久止申。

豐受宮同祭

天皇我御命以氏。度會能山田原爾。稱辭竟奉流。皇神前爾。申給久常毛進留。九月之神嘗能大幣帛乎。某官某位某王中臣某官某位某姓名乎。爲使氏。忌部弱肩爾。太襴取懸持齋波里令捧持氏。進給布御命乎。申給久止申。

同神嘗祭

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立氏。高天原爾。千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾。申進留。天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。稱唯。等共。天皇我御命爾坐御壽乎。手長乃御壽止。湯津如磐村常磐堅磐爾。伊賀志御世爾。幸閉給比。阿禮坐皇子等乎。毛惠給比。百官人等天下四方國乃百姓爾。至萬天長平久。護惠美。

幸倍給止三郡國處處寄奉禮留神戸人等能常毛進留
 由紀能御酒御贄懸稅千稅餘五百稅乎如横山久置足成
 天大中臣太玉串爾隱侍天今年九月十七日朝日豐榮登
 爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎神主部物忌等諸聞
 食止宣「彌宜内人等稱唯」荒祭宮月讀宮爾毛如此久申進止宣「神主部共稱唯」

齋内親王奉入時

進神嘗幣詞申畢次即申云 辭別氏申給久今進流齋内

親王波依恒例氏三年齋比清麻波理氏御杖代止定氏進
 給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐爾平氣
 久安久御坐志米武止御杖代止進給布御命乎大中臣茂
 粹中取持氏恐美恐美毛申給久止申

遷奉大神宮祝詞

豊受宮准此

皇御孫命能御命乎以氏皇大御神能大前爾申給久常乃
 例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十
 四種神寶廿一種乎儲備天祓清賣持忌波理氏預供奉辨

官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給久止申

遷却崇神祭

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏
天之高市爾八百萬神等乎神集集給比神議議給氏我皇
御孫之尊波豐葦原能水穗之國乎安國止平氣久所知食
止天之磐座放氏天之八重雲乎伊頭之千別支爾千別氏
天降所寄奉志時爾誰神乎先遣波志水穗國能荒振神等
乎神攘攘平氣武止神議議給時爾諸神等皆量申久天穗

日之命乎遣而平氣武止申支是以天降遣時爾此神波返
言不申氏次遣志健三熊之命毛隨父事氏返言不申又遣
志天若彥毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支
是以天津神能御言以氏更量給氏經津主命健雷命二柱
神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘攘給比神和和給氏
語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏皇御孫之尊乎天降
所寄奉支如此久天降所寄奉志四方之國中止大倭日高
見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天之
原爾千木高知氏天之御陰日之御陰止仕奉氏安國止平

氣久所知食武皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神等
 波荒備給比健備給比崇給事無志氏高天之原爾始志事
 乎神奈我良毛所知食氏神直日大直日爾直志給比氏自
 此地波四方乎見霽山川能清地爾遷出坐氏吾地止宇須
 波伎坐世止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏見明
 物止鏡翫物止玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出物止
 御馬御酒者厩戶高知厩腹滿雙氏米爾毛穎爾毛山爾住
 物者毛乃和物毛能荒物大野原爾生物者甘菜辛菜青海
 原爾住物者鱒廣物鱒狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏

爾橫山之如久凡物爾置所足氏奉留宇豆乃幣帛乎皇神
 等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛止平久聞食氏崇給比
 健備給事無之氏山川之廣久清地爾遷出坐氏神奈我良
 鎮坐世止稱辭竟奉止申

遣唐使時奉幣

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾
 申賜久大唐爾使遣佐牟止爲爾依船居無氏播磨國與理
 船乘爲氏使者遣佐牟止所念行間爾皇神命以氏船居波

吾作ウツク奉止ホト教悟給ウケトシ比支ヒ教悟給ウケトシ比那我良ヒナガラ船居作給フネイ部禮ベ波ハ
 悦己備嘉志美禮代乃幣帛乎官位姓名爾令捧賣氏進奉ウレヒ
 久止申ヒサト

出雲國造神賀詞

出雲國造者穗日命之後也

八十日日波在止毛今日能生日能足日爾出雲國造姓名恐美恐美毛申賜久挂麻久毛畏岐明御神止大八島國所知食須天皇命乃大御世乎手長能大御世止齋止若後齋時爲後字出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立

氏高天原爾千木高知坐須伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命國作坐志大穴持命二柱神乎始天百八十六社坐皇神等乎某甲我弱肩爾太禰取挂天伊都幣能緒結天乃美賀祕冠利天伊豆能眞屋爾麤草乎伊豆能席登刈敷支天伊都閉黑益之天能暹和爾齋許母利氏志都宮爾志都米仕奉氏朝日能豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命乎國體見爾遣

時爾天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返
 事申給久豊葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支夜波
 如火登光神在利石根本立青水沫毛事問天荒國在利然
 毛鎮平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏
 已命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天荒布留
 神等乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天大八島國現事顯
 事令事避支乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐亦大
 倭國申天已命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛咫玉
 命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐己命乃御子阿遲須

伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鳴能神奈備爾坐事代主
 命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐賀夜奈流美命乃御魂
 乎飛鳥乃神奈備爾坐天皇孫命能近守神登貢置天八百
 丹杵築宮爾靜坐支是爾親神魯伎神魯美乃命宣久汝天
 穗比命波天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比
 奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾供齋
 者「若後齋時
 者加後字」仕奉氏朝日乃豊榮登爾神乃禮自利臣能禮自
 登御禱乃神寶獻良久止奏白玉能大御白髮坐赤玉能御
 阿加良毘坐青玉能水江玉乃行相爾明御神登大八島國

所知食^シ。天皇命^{ミコトノミコト}能^ノ手長^{テナガ}大御世^{オホミヨノヨ}乎^ナ。御橫刀^{ミヨコバヤ}廣^{ヒロ}爾^ニ誅^{ツク}堅^カ米^メ。白^{シロ}御^ミ馬^{ウマ}能^ノ前足^{マエタラシ}爪^{ツメ}後足^{ノチタラシ}爪^{ツメ}踏^{フミ}立^{タツ}事^{コト}波^ハ。大宮^{オホミヤ}能^ノ内外^{ウチノト}御門^{ミカドノ}柱^{ハシラ}乎^ナ。上津^{ウヘツ}石根^{イハネ}爾^ニ踏^{フミ}堅^カ米^メ。下津^{シモツ}石根^{イハネ}爾^ニ踏^{フミ}凝^コ之^ノ。振立^{フリタツ}流^ル事^{コト}波^ハ。耳^{ミミ}能^ノ彌高^{ミヤカ}爾^ニ天下^{アマノ}乎^ナ所知食^シ左^サ牟^ム事^{コト}志^シ太米^{オホメ}白^{シロ}鵠^{トビ}乃^ナ生^{イキ}御調^{ミヨチヨ}能^ノ玩^{アソビ}物^{モノ}登^ト。倭文^{ヤマトノ}能^ノ大御心^{オホミココロ}毛^モ多^タ親^ニ爾^ニ彼方^{カノカタ}能^ノ古川岸^{コカハシ}此方^{ココノカタ}能^ノ古川岸^{コカハシ}爾^ニ生^{イキ}立^{タツ}若^{ニシ}水^{ミヅ}沼^{ヌマ}間^マ能^ノ彌若^{ミヤカ}叡^ニ爾^ニ御若^{ミヨカ}叡^ニ坐^{マシ}須^ス須^ス伎^ヒ振^{フル}遠^{トホ}止^ド美^ミ乃^ノ水^{ミヅ}乃^ノ彌^ミ乎^ナ知^チ爾^ニ御^ミ哀^{アハレ}知^チ坐^{マシ}麻蘇^{マソ}比^ヒ乃^ノ大御鏡^{オホミカガミ}乃^ノ面^{オモテ}乎^ナ。意^イ志^シ波^ハ留^ル志^シ天^{アマ}見^ミ行^{ユク}事^{コト}能^ノ已^ヨ登^ト久^{キウ}明^{アカリ}御神^{ミカミ}能^ノ大八島^{オホヤシマ}國^{クニ}乎^ナ。天地^{ツチノ}日月^{ツキノ}等^ト共^ト爾^ニ安^{ヤス}久^{キウ}平^{ヘラ}久^{キウ}知^チ行^{ユク}牟^ム事^{コト}能^ノ志^シ太米^{オホメ}止^ト。御禱^{ミヨロシ}神寶^{カミタカラ}乎^ナ。擎^{ササ}持^テ

氏^{ウヂ}神禮^{カミマツル}自利^{ミツル}臣禮^{ウヂマツル}自^ミ登^ト恐^{カシコ}彌^ミ恐^{カシコ}彌^ミ毛^モ天津次^{アマツツギ}能^ノ神賀^{カミガハシ}吉詞^{キクワカ}白^{シラ}賜^{タマフ}久^{キウ}登^ト奏^{ソウ}。

祝詞終

中臣壽詞

現御神止大八島國所知食須大倭根子天皇我御前仁天
 神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須
 高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天八百
 萬乃神等遠集倍給天皇孫尊波高天原仁事始天豐葦原
 乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天都日嗣乃天都
 高御座仁御坐天都御膳乃長御膳乃遠御膳止千秋乃

五百秋仁瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志
 奉氏天降坐之後仁中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊
 乃御前仁奉仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏
 岐神漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水
 波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止事教給
 志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐
 氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛遠事依奉氏
 此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏天都詔戶乃太詔
 刀言遠以氏告禮如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篁生

出^ナ 自^{ヨリ} 其^ノ 下^ノ 天^ノ 乃^ハ 八^ノ 井^ノ 出^ル 此^レ 遠^ク 持^テ 天^ノ 都^ノ 水^止 所^レ 聞^ク 食^止

事^ト 依^テ 奉^ズ 支^ス 如^ク 此^ノ 依^テ 奉^ズ 志^ス 任^ニ 任^ニ 所^レ 聞^ク 食^由 庭^乃 瑞^穂 遠^ク 四^ノ 國^ト

卜^ラ 部^等 太^兆 乃^ハ 卜^事 遠^ク 持^テ 氏^奉 仕^氏 悠^紀 仁^近 江^國 野^洲 主^基

基^仁 丹^波 國^冰 上^遠 齋^定 氏^物 部^乃 人^等 酒^造 兒^酒 波^粉 走^灰

灰^燒 薪^採 相^作 稻^實 公^等 大^嘗 會^乃 齋^場 仁^持 齋^波 利^參 來^氏

今^年 十^一 月^中 都^卯 日^仁 由^志 理^伊 都^志 理^持 恐^美 恐^美

母^清 麻^波 利^仁 奉^仕 利^月 內^仁 日^時 遠^撰 定^氏 獻^留 悠^紀 主^基

基^乃 黑^木 白^木 乃^ハ 大^御 酒^遠 大^倭 根^子 天^皇 我^ガ 天^都 御^膳 乃^長

長^御 膳^乃 遠^御 膳^止 汁^仁 毛^實 仁^毛 赤^丹 乃^穗 仁^毛 所^レ 聞^ク 食^止

氏^豊 明^仁 明^御 坐^氏 天^都 神^乃 壽^詞 遠^稱 辭^定 奉^留 皇^神 等^氏

母^千 秋^五 百^秋 乃^ハ 相^嘗 仁^相 宇^豆 乃^比 奉^利 堅^磐 常^磐 仁^齋

奉^利 氏^伊 賀^志 御^世 仁^榮 志^米 奉^利 自^康 治^元 年^始 氏^與 天^地

地^月 日^共 照^志 明^良 志^御 坐^事 仁^本 末^不 傾^茂 槍^乃 中^執 持^氏

氏^奉 仕^留 中^臣 祭^主 正^四 位^上 行^神 祇^大 副^大 中^臣 朝^臣 清^親

親^壽 詞^遠 稱^辭 定^奉 久^止 申^親

又^申 久^天 皇^朝 廷^仁 奉^仕 留^親 王^等 王^等 諸^臣 百^官 人^等 天^下

下^四 方^國 乃^ハ 百^姓 諸^諸 集^侍 氏^見 食^倍 尊^食 倍^歡 食^倍 聞^食

倍^天 皇^朝 廷^仁 茂^世 仁^八 桑^枝 乃^立 榮^奉 仕^留 倍^支 禱^乎 所^倍

聞^シ食^メ止^ト恐^{カシ}美^イ恐^{カシ}美^イ毛^モ申^{マシ}給^ル波^ハ久^ク止^ト申^ス。

附 録 終

一、祝詞式解題

醍醐天皇の延喜五年に撰定した延喜式の第八卷に収録されてゐる二十七篇の祝詞を世に祝詞式と呼んでゐる。この二十七篇は、當時行はれた祝詞の全部を収めたのではない。延喜式の四時祭に列擧してある諸祭を對照して考察しても、重要な祭事の祝詞で洩れて居るものもあるから、蓋し古くから用ゐられたものを列擧したのであらう。されば延喜式八卷即ち本書の首に「凡四時諸祭、不云祝詞者、神部皆依常例宣之、其臨時祭祝詞、所司隨事修撰、前祭進官經處分、然後行之」ともあつて、祝詞式にのつてゐない諸祭のものは常例によつて奏し、其他臨時祭のものは、その都度神祇官が起草したのであらう。

祝詞式の祝詞が制作された時は、今日調査すべき材料はないが、恐らく國家的祭祀の發達した頃のもので、大部分は奈良朝以前の制作であらう。本居宣長は比較的古い祝詞は大寶令の頃に作られ、中には天智・天武の御代のものもあらうといつてゐる。文體から考へても、大祓や出雲

國造神賀詞、中臣壽詞、祈年祭は古色を帯び、春日祭、平野祭及伊勢神宮諸祭は新しい文である。

これ等祝詞の作者も全く不明であるが、延喜式八卷（即ち本書の巻首）にある「凡祭祀祝詞者、御殿、御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭、中臣氏祝詞」とあつて、大殿・御門の二祝詞は齋部氏に屬し其他は中臣氏に屬してゐたことから推しても、朝廷の祭祀に奉仕してゐたこの二氏が制作に深い關係のあることは確かである。「東西文部」、「出雲國造」は表題の通りで所屬は明かである。

内容は祝詞の精神の異るにつれて違つて居ても、皇室の長久、國家國民の繁榮を祈願するところが主となつて居る。芳賀博士はどの祝詞も大凡二部に別けられる。而も其一部は祭祀の本縁或は祭神に關する神話・傳説を述べ、其二部は神徳を讃へて幣帛を稱へ、祈願の旨をのべる。これ等は古い型のもので、新しい型のもは一部を缺いて祈禱の詞が長々とのべてある、而して延喜式の祝詞はその主要な歴史傳説が除去されてゐるといつて居る。

形式は修辭に全力を注ぎ、詞を飾り、句を整へ、冗漫の中に悠長な感じを與へ、韻律をふんで、聲調を莊重ならしめて居るが、一定の型に泥んで變化なく、文學的價値は極めて尠い。

二、祝詞解題

祈年祭

〔名義と時〕「キネンサイ」ともいふ。「トシ」とは稻の事をいふ。この祭事は、陰曆二月四日に、その年一年間、風雨の災なく、穀物が豊にみゆるやうに神祇に祈願する祭で、神祇官及び國司應で行はれ、明治七年以後は皇靈殿（二月四日）賢所御殿（同十七日）で執行せられる。

【註】神祇官とは古昔神祇に關係する一切の事務を掌つた役所。太政官の上位である。明治初年にも一時太政官と對立して設置せられた。○國司應とは古昔六十六國及二島に置かれた地方官の役所である。○この祝詞は古昔神祇官での祈年祭に、諸社の神主・祝部達を集めて讀み聞かせられたもので、明治以後のものは法規の祭祀令に掲げられてある祝詞である。

〔起原と沿革〕 公事根源、二十二社註式、年中行事秘抄には天武天皇白鳳四年に始るとしてある。祝詞考は崇神天皇の御代といふ。文武天皇慶雲三年甲斐信濃等の十九社が始めて祈年祭幣の例に列せられた。其後桓武天皇延暦十七年に祈年の幣帛を奉られた事が出て居る。宇多天皇寛平五年の太政官符には京畿其他の國々の大小五百五十八社に幣帛を奉られた。延喜式を考ふるにすべて三千一百三十二座が悉く祈年祭に預つて居る。祈年幣には官幣國幣の別がある。官幣にあづかる社は七百三十七座即ち神祇官より幣帛を獻するのである。この内幣を案上に奠する大社は三百四座で、之を案上官幣といふ。その他は案下官幣である。國幣は國司の祭る社で、これは大社百八十八座、小社二千二百七座、合はせて二千三百九十五社である。龜山天皇の頃から、幣帛を神祇伯の許に置いて願みられないことがあり、又儀式も漸く衰へて、應仁以後は大亂で全く絶えてしまつた。其後、東山天皇の元祿頃に再興の御企があつたが行はれず、明治二年に至つて始めて再興せられ、神宮を始め、全國の官國幣社に幣帛を供進せられる事となり、其後更に大正二年十一月に、府縣社以下の神社に對しても、奉幣せしめられる事となつた。

春日祭

〔名義と時〕 春日祭は、奈良市春日神社の祭禮で、祭は古昔は二月・十一月の上の申の日に行はれ、現在は三月十三日に執行される。

【註】 春日神社の祭神、一殿は茨木縣の鹿島に祀られる武甕槌命、二殿は千葉縣の香取に祀られる經津主命、三殿は大阪府の枚岡に祀られる天兒屋根命、四殿は同社比賣神。故に春日四所の大神と申す。藤原氏の氏神であつた。明治四年五月官幣大社に列せられた。

〔起原と沿革〕 春日神社草創の年代は確でないが、元明天皇の和銅二年説が一般に信じられてゐる。さてこの春日祭は清和天皇貞觀元年二月及十一月に行はれた祭事が、後に恒例となつたのである。二十二社註式は清和天皇貞觀元年十一月九日之を始むといつてゐる。或は文徳天皇の仁壽三年に始まるともいつて居る。又、一代要記・春日社記・諸神記には仁明天皇の嘉祥三年に始めて行ふとしてある。貞觀以後は年々行はれたが、室町時代になつて藤原氏の勢力が衰へた爲に、行はれない年が多くなつたが、孝明天皇の元治二年二月十八日、復古して敕使を

遣はされ、爾來今日まで盛大に行はれて居る。

廣瀬大忌祭

〔名義と時〕 奈良縣北葛城郡河合村にある官幣大社廣瀬神社の祭事で、四月四日及び七月四日に行はれ、現在は四月四日が例祭である。風災を鎮め穀物の豊熟を禱願する。龍田神社と同日同時に行はれるから、廣瀬龍田祭ともいふ。

〔註〕 廣瀬神社の祭神は若宇加乃賣神（五穀を守る神即ち倉稻魂命）また大忌神・廣瀬河合神ともいふ。○七月四日は單獨の祭事である。○この祝詞は敕使が神社に參向して祭祀を營むことを神主祝部達に申し聞かせるもので、直接神に申す詞ではない。

〔起原と沿革〕 崇神天皇の御代に河合村の里長に神託があつて建立したと廣瀬縁起に見えて居る。延喜式には天武天皇の四年四月に、大忌神を廣瀬河曲に祭らしめ、翌五年七月またこの事があつて、爾來恒例になつた。延喜式案上官幣、後二十二社の一に列す。

〔註〕 二十二社とは朝廷で奉幣の都合上で定めた二十二ヶ所の神社、一種の社格である。

- 伊勢大神宮・石清水八幡・賀茂明神・松尾神社・平野神社・稻荷神社
- 春日神社・大原野神社・大神神社・石上神社・大和神社・廣瀬神社
- 龍田神社・住吉神社・日吉神社・梅宮神社・吉田神社・廣田神社
- 祇園神社・北野神社・丹生神社・貴布禰神社

龍田風神祭

〔名義と時〕 奈良縣生駒郡三郷村にある官幣大社龍田神社の祭事で、古昔は四月四日、八月十二日に行はれ、現在は四月四日が例祭である。風の災をさけ五穀の豊熟を祈る。廣瀬神社と同日同時に行はれる。

〔註〕 龍田神社の祭神は 天御柱命、國御柱命（風神で御名を級長津彦命、級長戸邊命といふ）
○八月十二日は單獨の祭である。

〔起原と沿革〕 崇神天皇の時に五穀の稔らぬ年があつて、天皇は深く御心をなやまされたが、ある夜、此神が顯れて、吾が宮を定めて齋き祭れば豊年をうるといはれたといふ夢を見ら

れて、この宮は創建されたのである、天武天皇三年に風神を龍田立野に祀り、翌年また祀る、これより風神祭は始められたのである。清和天皇の貞觀年間、廣瀬の神と共に祈られる事となつた。案上官幣である。

【註】 奈良文化第八號所載澤瀉氏論文參照。

平野祭

〔名義と時〕 京都市上京區平野宮本町にある官幣大社平野神社の祭事で、古昔は四月・十一月の上の申の日に行はれたが、現今は四月二日に執行される。

【註】 平野神社の祭神は今木の神・久度の神・古開の神・比咩神である。後世は祭神を仁徳天皇とするともいふ。或説には今木神は日本武尊で源氏の氏神。久度の神は仲哀天皇で平氏の氏神、古開は仁徳天皇で高階氏の氏神、比咩神は大江氏の氏神である。伴信友は今木神は桓武天皇の御母高野皇太后の遠祖百濟國王を祀つたもので、比咩神は桓武天皇の外祖母大枝真妹の祖神であるといつて居る(蕃神考)。要するに古開の神は詳でない(國史

大辭典其他による)。○久度神は竈の神をいふ。○古開は古關ともいふ。何れが正しいかは不明である。

〔起原と沿革〕 續日本紀に延暦十三年十一月田村後宮今木大神を奈良田村よりうつして平野社を建立したとあつて、久度・古開・比咩神合祀の時は詳でない。延喜の制で名神大社に列し、後二十二社の一に列す。祭事のはじめは詳でない。祭祀には皇太子必ず社頭に參向し、大江・和氣の氏人も見參にあづかる例となつて居た。

久度古開

〔名義と時〕 久度神は神名帳に大和國平群郡久度神社とあるが、現在では所在すらわからぬ。古開神に至つては全く記されたものがなく、古開の「開」の字さへ、古關、古開と二様にかいてゐる、古來色々の附會な説も出て居るが信賴すべきものがない。

【註】 神名帳。延喜式五十卷のうち第九、第十の巻が神名帳で、この二つの巻に登載せられたる天神地祇、すべて三千一百三十二座である。

六月月次祭

十二月
准之

〔名義と時〕 單に月次祭ともいふ。「ツキナミ」は月並の義で、もと毎月神々に國家の安穩と、守護し賜る神徳を報謝して、なほ將來の幸福を祈られた事が、後に六月十一日と十二月十一日との兩度にあつめられて祭られる式となつたものである。さて六月の月次祭には七月より十一月迄の幣帛を頒ち、十二月の月次祭には一月より六月までの月次祭の幣帛を頒たれたのである。この祭にあづかり給ふ神はすべて三百四座で、當日は神祇官又は中和院で諸神を祭り、集つた神主祝部等に幣帛を頒つて、それ／＼の社で奉幣せしめられる事は祈年祭と同じであつた。随つてこの祝詞は、神祇官で集つた神主・祝部により聞かせたものである。

〔起原と沿革〕 この祭の起原は祈年祭と同じく詳でないが、文武天皇の大寶二年七月に始まり、十一日を祭日とする、大寶令の規定がものに見えた始である。中世源平騷亂の時代でも絶える事なく執行されたが、應仁の亂とともに全く廢絶されてしまつた。

大殿祭

〔名義と時〕 大殿は皇居。「ホガヒ」は祝の延音である。神今食・新嘗祭・大嘗祭の前後に、宮中で屋船の神を祭つて皇居に災害なく平安であることを祈られる神事である。又、皇居の遷移、齋宮 齋院を卜定された後等にも臨時に行はれる。

〔註〕 屋船の神は屋船久久運命、屋船豊宇氣姫命、大宮賣命の三神をいふ。○神今食、古昔は六月及十二月の十一日(陰曆)の夜、天皇親しく伊勢の大神に齋膳を供へられた神事。

○齋宮 古昔天皇即位の時毎に、伊勢の神宮に奉仕せしめられた未婚の内親王又は女王を申上げる。○齋院 古昔加茂神社に仕へられた内親王又は女王を申上げる。

〔起原と沿革〕 太古瓊々杵尊が、天太玉命諸部神を帥ひて、瑞殿を興された時に起因する。神武天皇が橿原に都を定められた時、天富命はこの式によつて殿祭をせられた。爾來事ある時に當つてこの式は行はれた。

御門祭

〔名義と時〕 大殿祭とともに行はれたもので、令_三豊磐間戸命、櫛磐間戸命守_三衛殿門_二の二神を祀つて皇居四面の門を鎮護し、邪神の禍を防ぎ、その平安を祈願せられる神事である。又大殿祭の如く臨時に行はれた事もあつた。

〔註〕 古語拾遺天石窟の條に、爰令_下天手力雄神引_三啓其扉、遷_座座新殿、則天兒屋命太玉命、以_二日御綱_一廻_三懸其殿、令_三大宮賣神侍_二於御前、令_三豊磐間戸命、櫛磐間戸命_二神守_三衛殿門_一とあるによつて考へると、大殿祭に大宮賣命を配祭し、御門祭にこの二神を配祭したものと考へられる。又古語拾遺の卷末に列擧してある所遺に、凡奉_造造_三神殿_一者_三齋部殿祭及門祭、訖仍可_三御坐_一とあるのを見ても同時に行はれたもののやうである。

〔起原と沿革〕 神武天皇奠都に當つて、天富命齋部の諸氏を率ゐて宮門に此二神を祀られたことに起因するもの如し、延喜の制によると、此二神は宮城四方の御門にしづまりまして、神祇官の案上の幣帛にあづかることになつてゐる。

六月晦大祓

十二月
准_レ之

〔名義と時〕 六月の晦日に宮城の朱雀門で行はれる大祓の時によみ聞かせる祝詞で名越_{なこし}の祓ともいふ。「ナゴシ」は和の義で、八雲御抄にも「邪神を祓ひなごめる祓」とかかれてゐる。この祓は一人一己の祓ではなく、廣く諸人の祓である。さて、大祓には恒例と臨時の二種がある、臨時大祓は、「つみ」「けがれ」のある時臨時に行はれ、恒例大祓は六月と十二月との晦に行はれる。恒例の大祓には、官より祓物を出して、百官が一月より六月までの間に犯した罪穢を六月に、七月より十二月までの間に犯した罪穢を十二月に祓ひ清められる。

〔起原と沿革〕 祓は我國上代の風習であつて、朝廷のみならず、民間でも一般に行はれた事である。而して、伊邪那岐大神が黄泉國にゆきませる時の穢を清められるために、筑紫の阿波岐原_{あつかはら}で御禊祓を遊ばされ、又須佐の男命に祓物を科せてその罪を贖祓はれたことの如きが上代に語り残されてゐる例であらう。上古六月及十二月の晦日に百官悉く朱雀門に集り、各その過ち犯した種々の罪穢を祓ひ清められる行事は何時の頃からか詳でない。而して、延喜の頃まで

は極めて嚴肅に行はれたやうであるが其後は形ばかりになり應仁以後は僅に型ばかりのものが宮中では行はれてゐた。それが、明治四年に舊儀復興とともに、毎年六月三十日と十二月三十一日とに禁中では行はれる事となつて今日に及んでゐる。

【註】公事根源に、此の日諸社にては、淺茅を以て輪を作り、茅の輪又は菅貫と稱へ、參詣人をしてこれをくぐらしめて祓を修める。越ゆる時は「みな月のなごしの祓する人は千年の命のふといふなり」の歌をとなへると申し傳へはべる。然るに法性寺關白日記には「思ふこと皆つきぬとて麻の葉をきりにきりてもはらへつるかな」の歌を詠すべしと見えてゐる。

東文忌寸部獻横刀時呪

西文部
准此

【名義と時】東・西は二氏の人々の住居して居た土地の稱。忌寸は「カバネ」なり。(大和と河内は大和の皇居の東西に方るから、かく書いたのである。)この文部の祖は漢土の百濟から歸化した者で、後裔は代々史籍の事に預つて居た。六月と十二月との晦日即ち大祓の行はれ

る當日、中臣が大祓の詞を宣る前に、東西の文部が内裏の庭上に參つて、天皇に祓刀と人形とを獻上する時、漢音でよみ上げる呪文即ち祓の詞である。

【註】東文忌寸部「カバネ(姓)は上古血族の關係で社會の秩序をたてて國家を編制したとき、氏族の名につけて呼んだ稱である。天武天皇の時、八色の姓に改められた。即ち真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置をいふ。故に「東に住んでゐる文(役)、忌寸(姓)、部(族)の意である。」

【起原と沿革】起原は詳でない。鈴木重胤は「漢家に古くから行ひ來つたものを傳へて東西の文部が私に行つた事であつたが、古語拾遺に引いてゐるやうに、履中天皇の御世から二家が禁中に入り、雄略天皇の御代には勢力を得て來たから、何時しか私事が公事に採用されるやうになつたらしい」(適要)とのべて居る。大體當を得た意見である。而してこれが何時までつゞいたものかは不明である。

【註】古語拾遺全一卷。齋部廣成の著で、古事記、日本紀に漏れた物語、故實等を録したるもの。大同年間の著述に係り、上古史研究上有名なものである。

鎮火祭

〔名義と時〕 火災を防ぐために六月と十二月に吉日を選んで行はれる祭事である。卜部の人々が内裏の四隅で火を鎮り出し、神事を行ふ。「ホ」は火なり、火神を齋ひ鎮め火災を防ぐ祭事であるから、鎮火祭といふのである。この祭事は陰陽寮が行つて、卜部が神火をきつて祭を行ふのである。公事根源に「此祭禮のあひだ秘術おほく侍るよし承るなり」とあるやうに、卜部の家傳で火を鎮める呪術が行はれたものらしい。

〔起原と沿革〕 明かでない。

道饗祭

〔名義と時〕 卜部が八衢比古・八衢比賣・久那斗の三神を祭つて疾鬼邪神等の京城みやこに入り來るものを、道上で饗かを供へて、遮りとどめる神事で、六月・十二月の晦日、或は吉日を擇んで内裏の四隅の外廓の道上で行ふのである。

〔註〕 饗は延喜の制では「幣帛に五色薄繩・倭文・木綿・麻・庸布・牛皮・猪皮・鹿皮・熊皮・酒稻・鮫・堅魚・腊・海藻・鹽」とある。

〔起原と沿革〕 起原は詳かでない。大寶の制に「六月・十二月に卜部等が京城四隅の道上に牛・猪・鹿の皮を備へて之を祀る。左右京職皆其祭に預る」とあり。又延喜の制は神祇官がその事を行ふことになつて居る。六月十二月の祭は常例であるが、疾疫流行の時は諸國でも之を祭る。室町時代には既に衰へて行はれなかつた。四角四境祭とは別である。

〔註〕 四角四隅祭は陰陽道の祭である。京城の四隅で祭るを四角祭といひ、國の四境にて祭るを四境祭といふ。ともに疾鬼邪神をはらふ祭事である。

大嘗祭

〔名義と時〕 新嘗祭の事で、新嘗祭は天皇が其年の新稻を以て皇祖大御神を始め、天神地祇を御親祭遊ばされ、又御親らも聞し食し給ふ神事で、延喜式にはオホムベと記してある。オホムベは大新嘗おほにひあを約めた「おほにへ」の轉訛で恐らくは平安朝以後の訓であらう。「オホンベ」

「オホナメ」「オホニヘ」ともよんで居る。古は毎年行はれる恒例の祭「新嘗祭」も、御一代一度の「大嘗祭」も、ともに大嘗祭といつたのである。祭日は令義解に「仲冬下卯大嘗祭」とあるやうに十一月の下の卯の日（三度卯の日がある時は中の卯の日）と定められてから、此の日に
行ふ事になつた。上古は場所も祭日も一定して居なかつたやうである。現在はまづ同月十日に伊勢神宮に奉幣使を派遣せしめられ、二十二日に鎮魂祭があつて、二十三日御親祭あらせられる。この日幣帛を獻る社は大社三百四座である。

【註】 庶人新嘗。大嘗又は新嘗祭は、天皇が新稻を聞し食し給ふ神事であつて、これと同じやうに民間でも、鎮守の社にあつまつて新嘗を行つたやうである。これを庶人新嘗といふ。この事の記録にあるものは、書紀に天稚彦が新嘗の床に臥してゐて、反矢かへしやに中つて斃れた時の記事中を始め、萬葉集にも風土記にも出て居る。

【起原と沿革】 天照大神が、これを行はれた事は、天皇親祭の起原で、天稚彦が之を行つた事は庶人新嘗の始である。而して皇極帝の朝に大嘗令の制定せられる迄は、大嘗新嘗の區別もなく、祭日も祭場も一定してゐなかつた。其後朝綱弛廢し、用途の御不足などによつて、祭儀

は舊のやうに盛でなく、後花園天皇の寛正以後二百二十年間は中絶してゐたが、東山天皇貞享五年、新嘗御祈といふ事が興り、爾後毎年吉田の神祇官代でこの事を施行し、朝廷からは神饌を奉られた。其後櫻町天皇の時再興せられて舊儀に復し、かくて現今では國の大祭として行はれてゐる。

古は中和院内の神嘉殿で行はれたが、大内裏の制が廢れた後は神祇官で、再興の後は紫宸殿の神嘉殿代で行はせられ、明治天皇東遷以後は山里の御庭に神嘉殿を設けて行はせられ、現今は禁中の神嘉殿で行はせられる。祭日は十一月二十三日で、明治六年改暦の時、干支による古制の十一月下の卯の日がこの日に相當したからである。

鎮御魂齋戸祭

中宮、春宮、齋戸祭亦同

【名義と時】 十一月中寅日に行はれた鎮魂祭の時の天皇の御魂緒を十二月の吉日に神祇官の西院に鎮め祭る時に、中臣がよむ詞である。

【註】 鎮魂祭とは天皇の御魂を鎮め安じて、御代長久を祈り奉る祭である。即ち人の魂は天

地の間にあるが故に、身體の中に鎮め奉る爲に神魂・高御魂・生魂・足魂・魂留魂・大宮女・御膳魂・辭代主の八座を祭つて鎮魂の祈願をする。○イハヒドは齋處の意味で、神祇官の西院にある八神殿に並んでゐる殿舎で、齋部殿とも祝殿ともいふ。○分註の「中宮、春宮、齋戸祭も亦同じとあるは同時に行はれる事をさす。

〔起原と沿革〕 鎮魂祭の起原は、舊事本記にある。天神本紀に「饒速日尊降臨の時 天神が天つ璽しんじの瑞の寶十種を授けてもしやむ時があつたら、此の十種の瑞寶をとつて、一二三四五六七八九十と唱へて振れ、ゆらくと振れ、かくすれば死人も蘇るであらう」と詔されたと傳へて居る。後、神武天皇元年十一月に饒速日命の御子宇摩志麻遲命が右の十種の瑞寶によつて、天皇皇后の御魂を鎮め奉つて聖壽の長久を祈られた事が、毎年の恒例となつて、爾後行はれたのである。この祭事は後代になつて、漸く簡畧になり、後、神祇官が荒廢した頃は殆んど形式的の祭事が帷舎の中で行はれたに過ぎなかつた。後中絶し、其後三百五十年をへて光格天皇の頃に再興せられ、神祇官の再興した明治二年以後はその神殿で行はれ、六年改暦とともに新嘗祭の前日十一月二十二日綾綺殿で行はせられることとなり、今日に及んで居る。

さて齋戸祭は延喜式に始めて見えてゐる。即ち四時祭十二月の條に、「鎮御魂齋戸祭（下畧）右此官齋院に於て中臣事を行ふ」とあるから、十二月の吉日を選んで、神祇官の齋院で行はれたのである。

【註】 齋戸は神祇官の齋院にある神殿で、三所齋戸衣、（天皇・中宮・東宮は三方の御魂代の御衣）と中臣が鎮魂祭の時、結び奉つた木綿の御魂緒とを奉齋するところである。○鈴木重胤の説によれば御衣と御魂緒を納めた御魂宮を齋戸殿にうつし奉る時に齋戸祭が行はれる。鎮魂祭に祝詞がなくて、この方にあるわけは、鎮魂祭は一種の呪術であるから、祝詞をよまないが、齋戸祭は神祇官の八神並に大直日神を祭つて、天皇中宮東宮の御魂を神殿に鎮安するから、祝詞を奏する必要があるのである。

伊勢大神宮

【註】 これより以下九篇は伊勢の皇大神宮と豊受大神宮とに用ひられる祝詞をのせられたもので、前の祝詞と區別して、この題目をあげ、而して各祝詞を列擧されたのである。其中

には敕使が神前に奏するもの、宮司が奏上するもの等の種類がある。

伊勢の大神宮即ち皇大神宮は、三重縣宇治山田市にあつて、古は度會宮・磯宮・宇治宮などと稱へ、拆釧五十鈴宮、大神宮といひ、後世は豊受大神宮を外宮といふやうになつて、専ら内宮とよぶ。朝廷では宗廟となへられる。祭神は天照大神（御靈代、八咫鏡）相殿神二座 左方を天兒屋根命（御靈代、弓） 右方を天太玉命（御靈代、劍）。皇孫瓊々杵尊降臨の時、大神は八咫鏡を授けられて、「これの鏡は専ら我が御魂として吾が前に拜くが如くいつきまつれと仰せられ（古事記）」より爾來世々皇居に奉安せしめられたが、崇神天皇の六年になつて、皇女豊鍬入媛命に命じて、倭笠縫邑に移し奉り、更に八十年の後、垂仁天皇二十五年に、大御神の御教示によつて、今の地に鎮め奉つたのである。古來品位の階なく、一宮の稱もない。諸神とは伍し給はぬのである。往時は、皇女を以て齋宮として、祭祀を奉侍せしめられた。大祭に祈年祭、神衣祭、月次祭、神嘗祭とがある。其他五節句にも祭事がある。別宮に荒祭宮・伊左奈岐宮・月讀宮・湯原宮・湯原並宮・伊雜宮・風日祈宮がある。

二月祈年。六月・十二月 月次祭

〔名義と時〕 二月の祈年祭と六月・十二月の月次祭の折には、朝廷から御使がたつて（中臣氏）幣帛を獻ぜられる、この時申される祝詞がこれである。一部の祝詞をかへて三つの祭事に使ふものであるから、合はせてかく題をつけたのである。凡そ神祇官で行はれる祈年祭は二月四日で、諸社の神主、祝部を召して幣帛を賜ひ、之をそれぞれの社に獻らしめられるのであるが、大神宮には特に敕使を遣はして供進せしめられる（二月四日）のである。祈年祭は上古は二月十二日であつたが現今は二月十七日である。月次祭は六月・十二月ともに四日に奉幣使の發遣があつて、十七日に施行せられる。

〔起原と時〕 神祇官の祈年祭は崇神天皇の御代に始つて居るから、随つて伊勢の祈年祭も同じ頃であらう。上古は二月十二日に行はれたが、鎌倉時代には一時九日に變更されてゐる、而も明應の頃から勅使の發遣も廢せられ、祭事も中絶して居たが、明治二年奉幣使發遣のことが再興せられて祭儀も復活して今日に及んで居る。○月次祭も上古は盛大であつたが、祈年祭

と同じく漸く略式となり、應仁以後は中絶して居たが、明治五年幣帛を奉られる例になつて今日に及んで居る。

豊受宮

〔名義と時〕 豊受大神宮は三重縣宇治山田市にある。内宮に對して外宮といひ、内宮を去る西北五キロ、皇大神宮と併せて二所大神宮と稱する。豊受宮の祭はすべて皇大神宮の祭の前日に行はれる。

【註】 祭神は豊受比賣の神。○この祝詞は大神宮の祈年月次祭に奉幣使の申されるものである。豊受大神宮は、もと丹波國與謝の比沼の眞奈井原（後丹後に入る）に鎮座せられたのを、雄略天皇の朝になつて、皇大神の御託宣によつて、此の地にうつし奉られた。皇大神宮遷座後殆ど五百年の後である。延喜式の制は祈年・月次・新嘗の案上官幣にあづかる。天慶五年外宮の號おこり、内宮と併稱するやうになつた。

四月神衣祭

准九月此

〔名義と時〕 大神宮で神服部等が三河の國の赤引の糸で、和妙の御衣を織り、麻績連が麻を績んで荒妙の御衣を織つて、皇大神宮及荒祭宮に奉る祭事である。古昔は四月・九月の十四日、現今は五月・十月の十四日に行はれる。

【註】 この祭事は外宮では行はれない。○織りあげた御衣は服部、麻績氏等各潔齋して、祭の月の一日から織りはじめて、十四日にこの祭事を行ふのである。○和妙はカヂの木皮で織つた布で織目のこまかいもの、荒妙は同じく目のあらい布である。

〔起原と沿革〕 太古天照大神石窟に隠坐ました時、長白羽神は麻を植ゑ、天日鷲神、咋見神は木綿を植ゑ、天羽槌雄神は文布を織り、桑を植ゑ、蠶糸を織つて大神の御衣を織られた事に始まる。垂仁天皇の時、神宮を建てられる折、八尋機屋を宇治にたてて、神衣を織らせられたが、孝徳天皇の時に一時中止せられ、天武天皇の時、更に神服・麻績の兩機殿を建てて神衣を奉り、文武天皇の大寶元年この制を定められた。應仁以後、祭式も廢絶してゐたのを、元祿十

二年再興せられて、今日に及んでゐる。

六月月次祭

十二月
准此

【註】これは前條の六月・十二月の月次祭の折に奉幣使の祝詞が済んでから、宮司が彌宜以下
下の神職に申し聞かせる祝詞である。

九月神嘗祭

〔名義と時〕「カムニヘノマツリ」とよみ、又「カムアヘノマツリ」とも訓まれて居る。後世は訛つて、「カムナメマツリ」といふ。即ち神新饗かむにひあへを約めたので、新穀の豊穰を告げ奉るために今年の初穂を諸神に先立つて奉る祭である。九月十七日に行はれたが、明治十二年以後は十月十七日と定められた。廣く天神地祇を祭らせられるのは、新嘗祭（大嘗祭）で、神嘗祭は大神宮のみの祭事である。

〔起原と沿革〕神嘗祭の濫觴は二十二社註式によつて、垂仁天皇の御代とされて居て、文武天皇の大寶令にも神嘗祭の名は見えて居る。元正天皇養老五年九月十一日に使を遣はして、幣帛を奉られたことから、十一日が恒例となつた。後朝綱弛廢とともに奉幣使のたつことが中絶し、後土御門天皇の末頃に祭事も全く廢されてしまつた。後光明天皇正保四年に諸祭を再興せられ、孝明天皇元治元年に荷前の調絹及び幣馬を奉納することが再興せられ、明治四年古例の如く九月十七日に行はれ、明治十二年より十月十七日に定められて今日に及んで居る。時を同じうして、禁中でも賢所の便殿で、神宮遙拜の式を行はせられる。

【註】祭日は前月晦日、齋王は尾野湊にのぞんで御禊あり、九月十日離宮院にて祭に従事する神官達を卜定し、十六日まづ豊受宮を祭る。其儀は前日の朝夕の御饗、及び、黑白二酒を供し、祭日更に拔穂の稻を供し、懸税の稻を内外の玉垣にかける。拔穂の稻とは、神職の自ら穂を抜きたるものにして、懸税の稻とは、神部・神戸より献れるものなり。此日齋王、木綿蠶をつけ、太玉串を執りて御拜あり。其後忌部幣帛を捧げ、中臣宣命をよみ、宮司恒例の祝詞をよみ、次に幣帛を寶殿に納め、奉幣使以下退出。十七日皇大神宮を祭る。其事豊受宮に同じ。（古事類苑、神祇部）

豊受宮同祭

【註】これは豊受大神宮の神嘗祭に敕使中臣氏が申す祝詞で、祭事は皇大神宮の前日即ち九月十六日に行はれ、勅使は内宮と同一人である。

同 神嘗祭

【註】兩大神宮の新嘗祭に宮司が、皇大神宮の御前で申す祝詞である。豊受大神宮の折は、例によつて、文中の「天照坐皇大神乃大前爾」を「豊受皇神爾」としたり、九月十七日を九月十六日に改めたりするのである。

齋内親王奉入時

【名義と時】 齋内親王とは大神宮にいつき傳つたき給ふ皇女のこと、天皇歴代毎に、御即位の始未だ婚嫁し給はざる皇女一人を卜ひ定められ、これを齋内親王とし、神宮に差遣して奉侍の

任に當らしめられる。この齋内親王を大神宮に奉仕せしめられる時、このことを神に申される祝詞である。「サイグウ」といひ、又「イツキノミヤ」と訓ず。略して齋王、御仗代、又御居所が多氣郡にあることから、「タケノミヤ」ともいふ。齋王の任期は天皇御在位の間で、御代が更れば齋王は御退去になつて新しい齋王が定められるのである。

【起原と沿革】 崇神天皇六年に皇女豊鋤入姫命とよきいひのめのみことに命ぜられて、天照大神を倭の笠縫邑に祭らしめられたのが始で。ついで垂仁天皇の二十五年に倭姫命をして、豊鋤入姫命に代つて齋宮として奉齋せしめられた。是を御仗代といひ、齋宮のはじめである。其後、成務天皇より安康天皇まで中絶し、其後或は廢せられ、或は奉齋せしめられたが、後醍醐天皇以後は廢絶せられた。精しくは齋宮人名表（國史辭典等にあり）を見よ。

【註】 齋王の御年齢は一定してゐない。二三歳の御幼少の方もあり三十歳の方もあつた。卜定された方は、まづ宮城内の便所に移られる。後城外に新宮を作られる。これを野宮といふ。明年八月野宮に入り、潔齋三年にして伊勢に發向せられる。是を群行といふ。當日は天皇大極殿に出御、中臣を召して宣命を賜ひ、新に齋王に侍せしめられる。其後齋王を召

されて親しく櫛をとられて御額に加へられる。之を別の櫛と申す。歸京せられる時は使を遣はして大神宮に告げ奉迎使をたてられる。

遷奉大神宮祝詞

豊受宮
准此

〔名義と時〕 大神宮の御造營が畢つて遷し奉る時の祝詞である。豊受宮も亦この祝詞を用ひる。内宮外宮ともに二十年に一度造り替へられることが規定である。

〔註〕 遷宮は預め宮地二所を定めて置いて、正殿、寶殿及外幣殿、皆新材を操て造營し、更に遷し奉る。之を式年といふ。外宮は九月十五日、内宮は十六日を正遷宮の式日と定め、後世に至るまで改まることがない。なほ精しくは古事類苑神祇部を見よ。

〔起原と沿革〕 式年制が始めて物に見えてゐるのは、天武天皇の白鳳十四年で、式事制定以來第一次の御遷宮は持統天皇の四年に内宮を、同六年に外宮を造り替へられた事である。爾來二十年目毎に行はれて、南北朝頃まで勵行せられたが、永享六年外宮、寛正三年内宮の遷宮があつてから約百年間は式年制も中絶したが、永祿天正の頃から再興されて、昭和四年十月の御

遷宮まで五十八回に達してゐる。

〔註〕 宣長は「この祝詞の文は、ただ御装束、神寶をたてまつり給ふ時の祝詞にして、遷宮の文にあらずいかか題を書き誤れるなるべし。」といつてゐる。(後釋附録)

遷却崇神祭

〔名義と時〕 流行病又は災事異變のある時に、その祟をする神を、京城の外に遷し出し、以て和げ静める爲に行はれる神事の時の祝詞で、随つて某の神と定まつた神もなく、時日なども定まつて居ない。

〔註〕 この祭事と、道饗祭との比較研究は古來の學者が色々に述べて居る。ついて研究せられたい。但し、道饗祭は妖魔鬼神が京城に入り來らぬやうに八衢彦等の神を祭るもので、この祭祀は道饗祭を行つたにも拘らず、邪神が京城に侵入して、災事異變をなした時に、邪神の心を和げて、遠く邊地に遷し却ける爲の祭をしたのである。

遣唐使時奉幣

〔名義と時〕 唐使とは、支那の唐の時代に我邦から遣はした公使で、佛教の傳授、内政の改革、文化の開發に必要な制度文物を輸入するのを目的として行つたのである。この船路は難波三津崎から乗船して博多に寄港し、一路大陸に向ひ。或は朝鮮を經由し、或は山東に上陸して、支那長安の都に至るといつた道順である。この祝詞は船出する時、住吉神社に勅使を遣はされて、幣帛を奉られる時の祝詞である。

【註】 住吉神社は大阪市住吉區にあつて、祭神は底筒男、中筒男、上筒男の三座である。この三神は神功皇后が三韓を征伐せられて御歸國の時、住吉の津に御鎮座あらせられて往來の船を守るべきよし詔したまひし故、仰に従つて祀られたもので、その後神功皇后をも祀り奉つて四座の神となつてゐる。○遣唐使は孝徳天皇白雉四年、小山上吉士長丹を大使として遣はされた事に始り、爾來桓武帝まで御歴代一回この舉あり（天武・持統・元明・稱徳の御代なし）後、唐の内亂によつて中止し、菅原道眞の上表によつて、全く中止せられたのである。

出雲國造神賀詞

出雲國造者、
日命之後也

〔名義と時〕 出雲國造が新任した時、朝廷で奏聞する、天皇の大御代を祝福する壽のことはである。神賀詞・神吉事・神賀辭・神壽詞とも書く。「クニノミヤツコ」は上古に於て、國といふ一つの行政區劃を主宰した御臣みかみの意味で、單に「ミヤツコ」ともいふ。出雲の國造は天穗日命の子孫で、代々出雲大社の祭祀を掌つて居たものである。

【註】 國造新任の式は、朝廷で行はれた。その時幸負物さいかぶせといつて、色々の物を賜る。國に歸つて後潔齋して、出雲の神を祀ること一年。再び國造は諸部並に子弟をつれて京にのぼり、玉六十八枚、金銀裝横刀一口、鏡一面等の神寶を奉つて、ここにある賀詞を奏聞する。これを後の齋といふ。

中臣壽詞

〔名義と時〕 天皇御踐祚の日、中臣氏が奏聞して、大御代を祝ひ奉る詞である。天孫降臨以來、御代々々中臣氏の白し奉つた壽詞であるから、中臣壽詞といひ、又、天神壽詞あまがらみのことともいふ。○これは臺記別記の傳へたもので、延喜の祝詞式の中にはないものであるがここに加へたのである。

【註】 中臣氏は天兒屋根命より出づ。はじめ瓊々杵尊降臨に當つて、天兒屋根命は天祖の詔を受けて皇孫にしたがひ奉つて、「輔弼」の臣となり、祭祀を掌つた。神と人とを和すといふ意味で中臣といつた。累世朝廷に重きをなして居た。後、鎌足が藤原姓を賜つて後、文武天皇の時、意美麻呂神事に供奉して、本姓中臣に復し、世々神祇に關することは、この一族の司ることとなつた。

三、註釋書名

- 延喜式祝詞解 五卷 延享三年成 賀茂真淵著
 田安侯の命によつて書いたもので一番古いものである。
 祝詞考 三卷 明和五年成 賀茂真淵著
 寛政十二年荒木田久老によつて上梓さる。
 以上二種は賀茂真淵全集に收められる。
 大祓詞後釋 二卷 寛政七年成 八年刊 本居宣長著
 出雲國造神壽後釋 二卷 寛政五年成 本居宣長著
 以上二種は本居宣長全集に收められる。
 祝詞正訓 安政五年 平田鐵胤刊 平田篤胤著
 延喜式祝詞の全部に片假名で訓方をつけたもので、解釋はして居ない。

祝詞講義 十五卷

鈴木重胤著

國文註釋全書に收められる。

祝詞略解 六冊 明治十六年刊

久保季茲著

考、後釋、講義の諸説の要領を抄録し、間々著者の考を加へてゐる。

祝詞正解 二冊 明治十六年刊

青柳高輅著

祝詞演義 二冊 明治十七年刊

船曳鐵門著

以上二種は平易にして穩健、わかり易い書物である。

訂祝詞式講義 一冊 明治二十四年刊

春山頼母著

右は皇典講究所の講義本で、大正十二年震災後に於て、皇國書房で興復重版して居る。

祝詞式講義 二冊 明治二十七年刊

大久保初雄著

祝詞辨蒙 一冊 明治二十八年刊

敷田年治著

祝詞新講 一冊 昭和二年刊

次田潤著

明治書院の發行で、現在刊行の注釋書中完璧なものである。本文は祝詞正訓を底本とし

て諸註によつて校訂し、解釋は語釋、評論、口語譯の三項に分つて、古來の研究を考證して、懇切丁寧に説明してある。

○ 大祓のみの参考書は汗牛充棟、實に五十部を下らない。その内重なるものは、前出の本居宣長の大祓詞後釋をはじめ、

大祓詞後々釋 一卷 藤井高尙著

大祓詞後釋餘考 一卷 上田百樹著

大祓詞再釋 二卷 平田篤胤著

大祓詞天津菅麻 三卷 六人部是香著

天津詔詞太詔詞考 四冊 大國隆正著

大祓執中抄 三冊 近藤芳樹著

等である。

玉鉾百首の中より

つきさかきいづのみたまと天地にいてりとほらす日の大御神
天地の神のめぐみしなかりせば一日ひと夜もありえてましや
たなつものももの本草も天てらす日のおほ神のめぐみえてこそ
朝よひに物くふごとに豊宇氣の神のめぐみをおもへ世の人
いのちつぐくひ物きものすむ家ら君のめぐみぞ神のめぐみぞ

昭和十三年十月十五日印刷
昭和十三年十月二十日發行

(校訂祝詞式)

定價金五拾錢

著作者

皇國書房編輯部

發行者

兵庫縣武庫郡精道村芦屋字中ノ内千四十九番地
藤原久吉郎

不許
複製

印刷者

大阪市浪速區芦原町一八八ノ五
日本印刷製本株式會社
代表者 堀越幸

發行所

兵庫縣兵庫郡精道村芦屋
字中ノ内千四十九番地
振替大阪一七四番

皇國書房

發賣所

東京市澁谷區水川町二番地
振替東京一三九九〇番
東京市日本橋區吳服橋二丁目
振替東京二三七一〇番
大阪市東區北久太郎町四丁目
振替大阪二三一〇番

皇國書房
皇學書院
株式會社
株式會社
柳原書店
柳原書店

384
379

終

